

---

# 令和3年度 第2回 函館市国民健康保険運営協議会 会議資料

---

【議題】 令和4年度国民健康保険事業の運営について

審議1 国民健康保険料の賦課割合の改定について

審議2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

# 令和4年度国民健康保険事業の運営について

令和4年度国民健康保険事業の予算編成にあたっては、保険料の賦課割合の改定、賦課限度額の引上げ、および子どもに係る均等割額の減額措置の適用を予定しており、次の1から5の内容を踏まえて行うこととする。

## 1 令和4年度の事業費納付金（仮算定）

北海道全体で必要となる保険給付費の総額から公費や他の保険者からの交付金などを控除した額が、北海道全体の保険料等で集めるべき事業費納付金の総額となるが、令和4年度の事業費納付金の総額は、国から示された仮係数をもとに北海道が試算したところ、医療費の増加や納付金引下げのための財源の減少などにより、前年度と比べて大幅に増加した。

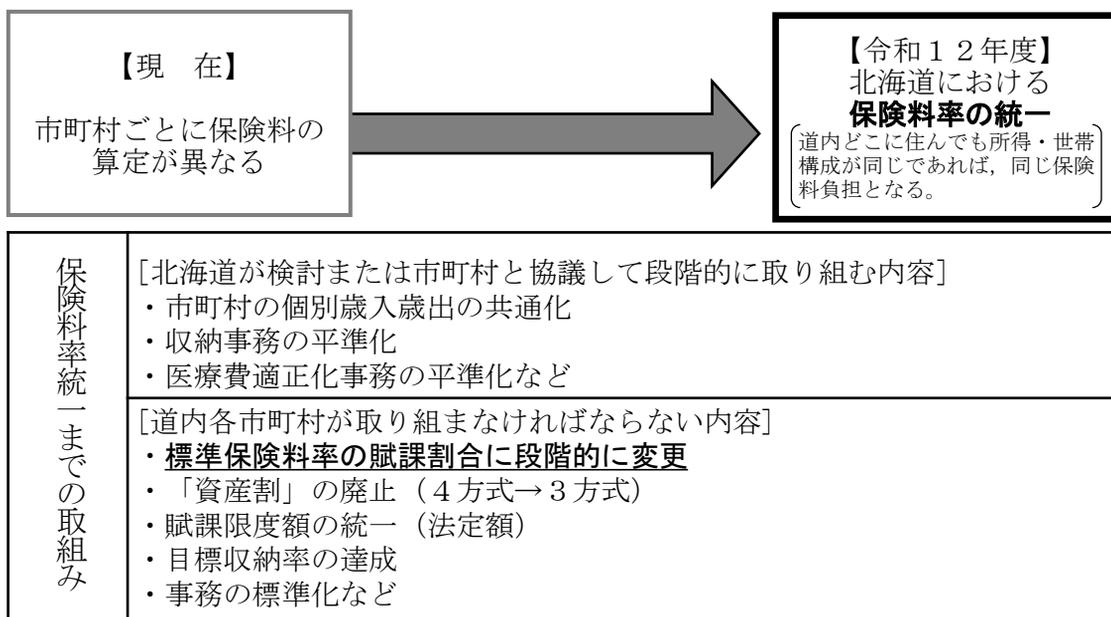
北海道から本市に示された令和4年度の事業費納付金（仮算定）は、全道の1人当たり納付金と同様に増加傾向を示し、前年度と比べ3.99%の増となったことから、一人当たりの保険料が増加する見込みである。

## 2 賦課割合について

被保険者が負担する保険料は、賦課割合や収納率、保健事業に要する費用などの違いにより、居住する市町村によって異なる状況にあることから、北海道では、被保険者間の負担の公平化を進めるため、令和12年度を目途に、道内の被保険者の保険料負担が同じになる「保険料率の統一」を目指している。

これに向け、本市においても、北海道が示す標準保険料率の賦課割合に近づけていく必要があり、令和元年度第2回函館市国民健康保険運営協議会において審議した結果、令和2年度から標準保険料率の賦課割合へ段階的に移行させることとした。

### 【北海道における保険料率の統一に向けた取組み】



## 3 賦課限度額について

本市の賦課限度額については、平成26年度から国と同額としているところであるが、令和4年度税制改正大綱において、国は国民健康保険料の賦課限度額の基礎賦課分を2万円、後期高齢者支援金等賦課分を1万円、合計で3万円引上げを盛り込んでおり、今後、国民健康保険法施行令を改正する見込みである。

#### 4 子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の適用

少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担軽減という観点から、子どもに係る均等割について、全国一律に軽減するために国民健康保険法等が改正された。

このため、本市においても、令和4年度分保険料から本制度を適用する。

##### 【対象】

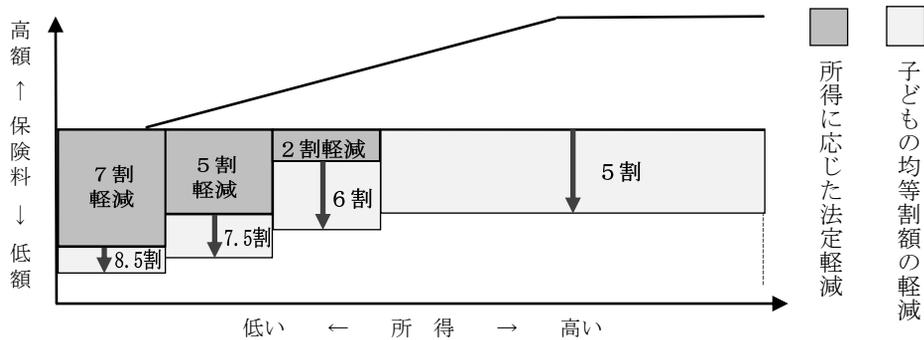
全世帯の未就学児（子どもの数や所得に制限なし）

##### 【内容】

未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により一律に軽減する。

また、低所得世帯については、応益分（均等割額・平等割額）の保険料に対し、所得に応じた法定軽減（7・5・2割軽減）が講じられており、この法定軽減後の均等割額をさらに5割軽減するものである。

##### 【子どもに係る均等割額の軽減イメージ】



#### 5 新規事業

##### 口座振替勧奨業務の強化

国民健康保険料の口座振替を推進するため、市では、これまで次のような取り組みを進めてきたところであるが、直近では、全世帯数に占める口座振替の世帯数の割合は伸びていない状況である。

- ・新規国保加入者等への市役所、各支所、契約金融機関の窓口での口座振替の勧奨
- ・行政情報パネル、市政はこだて等を活用した口座振替の勧奨
- ・新規口座振替申込者から抽選で賞品を贈呈する口座振替キャンペーンの実施

##### 【口座振替の世帯数等の推移】

（各年度3月末現在）

区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
口座振替により保険料を納付している世帯数	11,123世帯	11,138世帯	11,078世帯	10,826世帯
全世帯数に占める口座振替の世帯数の割合	27.80%	28.83%	29.58%	29.27%
新規口座振替申込者(4月～3月の申込者数)	1,102世帯	1,513世帯	1,309世帯	1,005世帯

##### 【SMSを活用した口座振替勧奨業務の検討】

国民健康保険料の口座振替を推進する取り組みとして、口座振替をしていない世帯に対し、6月に勧奨を目的としたチラシを郵送するほか、新たにSMS（ショートメッセージサービス）を活用し、携帯電話に口座振替の勧奨メッセージを送信することなどを検討している。

## 審議 1

賦課割合について、所得割を100分の48に、均等割を100分の32にそれぞれ改定する。

### (1) 賦課割合の改定

令和4年度の賦課割合については、次のとおり改定する。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、賦課割合の改定を見送った。

(単位：%)

区 分	令和3年度賦課割合	令和4年度賦課割合 (案)	標準保険料率の 賦課割合※
所得割	49	 <b>48</b>	42
均等割	31	 <b>32</b>	34
平等割	20	20	24

※ 標準保険料率は令和4年度納付金（仮係数）ベースによるものであり、今後、変更される可能性がある。

### (2) 改定後の賦課割合の適用

令和4年度保険料の賦課から適用

審議 2

賦課限度額について、国の政令改正後の額に改定する。

(1) 賦課限度額の改定

令和4年度の賦課限度額については、次のとおり改定する。

年 度	賦課限度額※1 (基礎分・後期分・介護分の合計)		賦課限度額に該当する世帯の割合 (推計値※3)	
	国(政令)	本 市	見直し前	見直し後
令和2年度 (改定)	99万円	99万円	1.79%	1.68%
令和3年度 (据置)	99万円	99万円	1.52%	1.52%
令和4年度 (改定後)	<b>102万円</b> ※2	<b>102万円</b> ※2	1.68%	<b>1.58%</b>

※1 令和4年度の賦課限度額は現時点の案(本市は国の案と同額を記載)

※2 基礎賦課分2万円+後期高齢者支援金等賦課分1万円=計3万円の引上げ  
(本市も政令と同額に改定)

※3 各年度における国の賦課限度額検討時のもの

(2) 改定後の賦課限度額の適用

令和4年度保険料の賦課から適用